

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 29 年 7 月 10 日 16 時 30 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

松本

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

中野

竹中

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 19名
出席 16名
欠席 3名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	13番	竹中 博藤	出
副会長2番	吉永 新一	出	14番	柏木 伸夫	出
副会長3番	青木 一巳	出	15番	山本 一彦	出
4番	柳井 規久夫	欠	16番	久保田 茂	出
5番	今吉 里見	出	17番	内藤 憲士	出
6番	寺光 正博	出	18番	磯永 優二	欠
7番	末延 憲治	出	19番	山崎 廣美	出
8番	今本 文徳	出			
9番	青木 春美	出			
10番	今吉 永幸	出			
11番	楠本 守亮	欠			
12番	青本 壽	出			

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸
湯越 恵子
仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成29年7月の定例総会を開催いたします。出席委員は19名中16名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 16時30分 開会を宣言する。本日の議事録署名委員は6番寺光正博委員と、13番竹中博藤委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は8件でございます。7件は所有権移転、1件は利用権設定に関するものです。

「議案第1号、通り番1から8を、議案書をもとに朗読」全8件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

12番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人の■■■■氏が所有している畑は、新しく集会所が出来ましたがその下側にあります。■■■■氏が管理出来ない為、譲受人の■■■■氏が有償で購入することになりました。最近土地を購入しても管理が出来ていない事が見受けられるため、管理を十分してもらうようお願いしています。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

14番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、貸付人の■■■■氏は現在耕作出来ないとの事で、借受人の■■■■氏(現在北九州に居住)の子供が豊前にいて現在耕作しています。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3につ

いて、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

14番委員発言 通り番3について説明いたします。
譲渡人の■■■■氏は上毛町に在住で管理、耕作が困難なために譲受人の■■■■に譲渡をするものであります。■■■■氏の宅地に近い農地である為特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

9番委員発言 通り番4について説明いたします。
譲渡人の■■■■氏と譲受人■■■■氏は親戚関係にあります。場所は大富神社の鳥居の南西の方向にあります。■■■■氏が管理が出来ない為に■■■■氏に有償移転をするものであります。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

9番委員発言 通り番5について説明いたします。
譲渡人の■■■■氏と譲受人■■■■氏はおじと姪の関係で、■■■■氏は宇島に在住で大村には戻る予定はなく、姪に譲渡するものであります。公正証書も交わしています。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番6

13番委員発言 通り番6について説明いたします。
譲渡人の■■■■氏は高齢で管理が出来ない為、譲受人の■■■■氏に譲渡するものです。場所は株式会社東芝の西側の農地です。■■■■氏は■■■■ですが休みに帰ってきて管理をする

との事です。休耕している農地もあるようですが管理もできているようです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員の説明をお願いします。

通り番7

17番委員発言 通り番7について説明いたします。
場所は三楽の三差路から東側の住宅内の所で譲渡人の■■■■氏が管理が出来ないとの事で、譲受人■■■■氏の農地に隣接しているため■■■■氏に譲渡するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番8について、地元委員の説明をお願いします。

通り番8

17番委員発言 通り番8について説明いたします。
場所は市役所から三楽の三差路に向かう通りの左側にある5筆です。数年前までイチゴハウスでありましたが、その後荒廃地のような場所です。譲渡人■■■■氏は■■■■に在住で管理が出来ないため、譲受人■■■■氏に有償移転するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から8は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から8について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する

意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は2件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

10番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
場所は県道犀川豊前線の道沿い才尾バス停の北側で申請人である
氏の宅地の隣接地です。申請人は車の台数が増え自宅用駐車
場スペースを確保したいとの事です。特に問題も無く間違いありま
せんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明
をお願いします。

通り番2

3番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。
通り番2について、申請人 氏の宅地の隣接地ですが、農作
業で荷物の搬入の際駐車場に使用することでの申請です。特に問題
も無く間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありません
か。

議長 無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による
許可申請に対する意見決定について、通り番1から2は原案通り可決
してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1か
ら2について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する
意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説
明及び意見をお願いします。

通り番1

14番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人の [] 氏と譲受人の [] 氏は親子関係です。場所は県道中津豊前線沿いの高野モータース付近の山側の三差路付近です。現在の住居が手狭になったために住居を建設するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

13番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は中津豊前線沿い前川のドラッグコスモスの横です。 [] が [] で譲渡人の [] 氏は譲受人の [] であります。その土地を付近の企業に駐車場として貸すようです。特に問題ないと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

17番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。

通り番3について、場所は三毛門東から吉富の土屋に抜ける道路沿いですが、貸付人の [] 氏と借受人の [] 氏は親子関係でございます。 [] 氏は現在高田で借家住まいをしており、今回実家の横に自己住宅を新築するということです。特に問題ないと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

7番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [] の田と譲渡人 [] 氏の田を購入し譲受人の [] が建売分譲を10棟建設する計画です。場所は有限会社豊前種苗から清水町に抜けるT字の [] 氏の住宅の北側で3筆並んでいます。生活排水については下水道につ

なぎ込み、雨水については側溝に流します。水利関係の承諾も添付されていますので特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案とおり可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって7月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
16時50分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 29 年 7 月 17 日

議長

松本克己



6番委員

寺光正博



13番委員

竹中博彦



29

30

31